



目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (2件) (漁業管理課)	1
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則 (2・19掲示)	1
正 誤	
◎正誤 (令元・11・29付け 規則)	2

告 示

高知県告示第91号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和2年2月21日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日
おなが通り歯科 南国市篠原1704-1番地 令元・12・31

高知県告示第92号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和2年2月21日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名

宿毛市 河原 優
" 佐々木 保
" 吉村 敬三

(2) 加入区の名称
宿毛市加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
すくも湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間
令和2年2月21日から同年3月6日まで

(2) 縦覧場所
すくも湾漁業協同組合本所

高知県告示第93号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和2年2月21日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
幡多郡大月町 新谷 良彦
" " 黒田 朝男
" " 坂本 越郎

(2) 加入区の名称
大月町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
すくも湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間
令和2年2月21日から同年3月6日まで

(2) 縦覧場所
すくも湾漁業協同組合古満目支所

公安委員会規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月19日（掲示済）

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

高知県公安委員会規則第1号

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域

に関する規則の一部を改正する規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和50年高知県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2 高知南警察署の表高知南警察署鴨田交番の項中「高知市鴨部一丁目11番8号」を「高知市神田1333番地1」に改める。

附 則

この規則は、令和2年2月20日から施行する。

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令元・11・29	10191	◎規則	1	中 (41～43)	<u>第9条の19第1項中「又は前条第3項」を「又は前条第4項」に、「知事が二級建築士」を「知事が二級建築士若しくは木造建築士」に、「により前条第3項」を「により前条第4項（第9条の2において準用する場合を含む。）」に改める。</u>	第9条の19第1項中「知事が二級建築士」を「知事が二級建築士若しくは木造建築士」に、「前条第3項」を「前条第4項（第9条の2において準用する場合を含む。）」に改める。